

提出について

問い合わせ	回答
世帯状況届を「破ってしまった」「紛失してしまった」場合はどうすればいいか。	再発行しますので、お住いの区の保健センターにご連絡ください。
拳証書類を以前提出しているが、再度提出が必要か。	ご提出いただいた拳証書類の証明日がR7.12.1以降のものであれば、再度の提出は不要となります。もし、証明日の日付がわからない場合は、お住いの区の保健センターにお問い合わせください。
世帯状況届をもらったのは下の子の施設だが、提出も下の子の施設でいいのかわかるか。	下のお子様をご利用中の施設へ提出をお願いします。
提出が間に合わない場合はどうすればいいか。	基本的には提出書類がすべて準備できてから提出をお願いします。7/2に間に合わない場合は、配布された返信用封筒に切手を貼って、7/13までに事務センターに送付してください。(2・3号/新2・3号共通)
給付認定の変更手続きで拳証書類を提出済みの場合、世帯状況届はどのように提出したらいいか。	<p>◆2・3号の場合◆ お住いの区の保健センターへ直接ご提出ください。</p> <p>◆新2・3号の場合◆ 世帯状況届の余白部分に「○/○に変更手続きで書類提出済み」とメモし、ご提出ください。また、提出されていない保護者様の拳証書類がございましたら、追加でご提出をお願いいたします。</p>
償還払いの書類を同封していいか。	恐れ入りますが同封はご遠慮ください。
返信用封筒を失くしてしまった。	施設に予備の封筒をお届けしておりますので、施設へご確認ください。また、必要事項が記載されていれば他の封筒でも差し支えありません。他の封筒に入れて提出する場合は、下記内容を封筒にご記載ください。 ※「住所」「保護者氏名」「お子様の氏名」「利用している施設名」
切手を貼らずに投函してしまった。	申し訳ありませんが、料金不足につきましては、全て返送対応をしております。返送に時間がかかりますので、お待ちいただき、再度投函をお願いします。(又は、郵便局へご確認ください)
提出する書類に添付漏れがあった。どうしたらいいか。	「お子様の氏名」「生年月日」「利用している施設名」「保護者氏名」「電話番号」と、「世帯状況届に関する追加書類」と記載したメモ同封のうえ、事務センターへご提出ください。

拳証書類について

問い合わせ	回答
<p>6月で認定が切れるため、認定継続の拳証書類を提出予定。世帯状況届はどのように提出したらいいか。</p>	<p>認定継続に使用する拳証書類の提出準備が整っている場合は、受けている認定に応じて、世帯状況届を同封のうえ以下のとおりご提出ください。 ◆2・3号の場合◆ お住いの区の保健センターへ送付してください。 ◆新2・3号の場合◆ 事務センターへ送付してください。</p>
<p>世帯状況届の提出締切日以降に、就労先の変更や保育事由の変更が決定している場合はどうすればいいか。</p>	<p>お住いの区の保健センターにご相談ください。</p>
<p>転職や雇用契約の変更で就労時間が変わっている場合はどうすればいいか。</p>	<p>「提出先・提出方法についてのフローチャート」をご確認ください。</p>
<p>就労証明書はコピーの提出でいいか。</p>	<p>就労証明書のコピーは不可となっています。</p>
<p>会社からPDFデータをもらって、自宅で印刷したものでいいか。</p>	<p>問題ありません。</p>
<p>修正テープ・修正ペンで修正してしまった（修正したものを受け取った）が受付可能か。</p>	<p>修正テープ・修正ペンでの修正は原則受付不可のため、書類の再提出が必要です。</p>
<p>複数就業している場合、就労証明書はすべての就労先で書いてもらったほうがいいのか？</p>	<p>すべての就労先で就労証明書をご用意ください。</p>
<p>就労証明書の様式は、会社独自のものなど、別の様式でも大丈夫か。</p>	<p>保護者氏名、就業先情報・就業条件・期間など漏れなく記入されていれば問題ありません。ただし、不備等があった場合は就労証明書を新たに取得いただく可能性があるため、ご承知おきください。</p>

世帯状況について

問い合わせ	回答
離婚前提の別居中など、世帯状況が変わっている場合はどうすればいいか。	お住いの区の保健センターにご相談ください。
障がいに係る手帳の写しは、以前に提出していても必要になるか。	最新の状況を確認するため、原則、手帳をお持ちの方全員分のコピーの提出が必要となります。 ※療育手帳も含みます。
世帯状況届に記載の世帯状況が現在と異なるが、どうすればいいか。	世帯状況届に記載の状況が現在と異なる場合は、変更届を併せてご提出ください。 また、すでに届出済みの場合は、お住いの区の保健センターにご相談ください。

その他

問い合わせ	回答
現時点で転園が決まっている場合、どうしたらいいか。	◆市外へ転居の場合◆ 「市外へ転居」と世帯状況届に記入して提出先に提出（退園済みの場合は、切手を貼付のうえ事務センターに提出）してください。書類確認後、お電話やお手紙にてご連絡を差し上げる場合もございますのでご了承ください。 ◆市内で、別の施設を利用の場合◆ 現在利用中の施設にご提出ください。
すでに退園済み、これから退園予定の場合どうしたらいいか。	お住いの区の保健センターにご相談ください。
6月末で認定が切れるが、7月からの認定継続希望はない。世帯状況届はどのように提出したらいいか。	世帯状況届の余白に「認定不要」とだけご記載いただき、世帯状況届記載の提出先へご提出ください。